

京都市告示第310号

地方自治法第260条の2第1項の規定に基づき、地域的な共同活動を円滑に行うための地縁による団体として、次のとおり認可したので、同条第10項の規定により告示します。

令和6年7月30日

京都市長 松井 孝治

1 団体の名称

山ノ本町内会

2 規約に定める目的

本会は、住民相互の親睦を図りながら、良好な地域社会の維持及び形成に努め、生活の向上と住み良い環境及び民主的な町づくりを推進することを目的とする。

本会は目的達成のため、次の事業を行う。

- ① 会員相互の連絡に関する事
- ② 区域内の清掃・美化など環境整備に関する事
- ③ 集会所（お寺）の維持管理、運営に関する事
- ④ 福利、厚生に関する事
- ⑤ 防火、防災、防犯に関する事
- ⑥ 交通安全に関する事
- ⑦ 文化、体育、レクリエーション等に関する事
- ⑧ 青少年の育成に関する事
- ⑨ その他目的達成に必要な事

3 区 域

京都市南区上鳥羽山ノ本町330番地及び342番地から348番地までの区域

4 主たる事務所

京都市南区上鳥羽山ノ本町343番地

5 代表者の氏名及び住所

林 麻衣

京都市南区上鳥羽山ノ本町330番地 山ノ本市営住宅1棟305号

6 裁判所による代表者の職務執行の停止の有無及び職務代行者の選任の有無

なし

7 代理人の有無

大阪市北区西天満五丁目8番15号

司法書士 行政書士 島尾 太士

8 認可年月日

令和6年7月25日

(文化市民局地域自治推進室)